

令和 7 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 9月定例会の運営について	1
1. 議員の通称使用について	8
1. 議員名簿について	9
1. その他	13

令和 7 年 9 月 2 4 日 (水曜日)

議会運営委員会会議録

荒木 朋美 君

令和7年9月24日 水曜日

午前10時00分開議

午前11時03分閉議（実時間56分）

（午前10時00分 開会）

○委員長（山本幸廣君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

○本日の会議に付した案件

1. 9月定例会の運営について
1. 議員の通称使用について
1. 議員名簿について
1. その他

◎9月定例会の運営について

○委員長（山本幸廣君） それでは、まず、1、9月定例会の運営についてを議題とし、（1）付議案件の（イ）市長提出案件20件について説明を求めます。

○総務企画部長（田中 孝君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務企画部の田中でございます。よろしく願いいたします。

それでは、着座にて御説明させていただきます。

それでは、タブレットの令和7年9月定例会提出予定議案を御覧ください。

今回の9月定例会の開会日に提出を予定しております議案は、決算議案が3件、予算議案が4件、事件議案が5件、条例議案が8件の合計20件でございます。

まず、決算議案3件は、令和6年度の公営企業会計の水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の決算の認定をお願いするものでございます。

次に、予算議案4件につきましては、松川財務部長が御説明いたします。

○財務部長（松川由美君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部、松川でございます。

それでは、今回9月定例会に提案いたします予算議案4件につきまして説明させていただきます。

申し訳ございませんが、着座にて説明いたし

○本日の会議に出席した者

委員長 山本幸廣君
副委員長 田方芳信君
委員 大倉裕一君
委員 北園武広君
委員 谷口 徹君
委員 成松由紀夫君
委員 深田浩介君
委員 村川清則君
委員 山本敬晃君
議長 高山正夫君

※欠席委員 橋本幸一君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務企画部長 田中 孝君
財務部長 松川由美君
議会事務局長 梅野展文君
議会事務局次長 土田英雄君
議会事務局議事調査係長 松崎広平君
議会事務局総務係長 荒木朋美君

○記録担当書記

松崎広平君

ます。

○委員長（山本幸廣君） どうぞ。

○財務部長（松川由美君） まず、議案第75号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第6号でございます。補正予算の総額は350万円でございます。内容は、今月9月7日に開催されました第8回熊本県女性消防操法大会におきまして、八代方面隊本部分団の女性消防隊が優勝し、熊本県を代表して第26回全国女性消防操法大会に出場することとなったため、その経費について補正するものでございます。

全国大会は10月28日、神奈川県横浜市で開催されることとなっており、選手など27名分の旅費及び練習用ホース等の運搬経費、競技用ホース購入費などでございます。

次に、議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号でございます。補正予算の総額は8億8830万円でございます。その内訳は、物価高騰対応重点支援関連事業として4158万円、八代市重点戦略関連事業として1億3143万円、国・県補助金等活用事業として2億7078万円、通常の補正対応分として4億4451万円、また、令和2年7月豪雨災害関連事業としまして債務負担行為の設定をいたしております。

まず、物価高騰対応重点支援関連事業の内容としましては、学校給食費負担軽減事業（重点交付金）で、市立幼稚園、小・中・特別支援学校の給食費について、保護者の負担軽減のための経費として3000万円、また、保育所等食材費高騰支援事業（重点交付金）で、学校給食と同様に、食材高騰の影響を受ける市内保育所等に対し、給食の質の確保を目的として、食材費の一部補助を行う経費として458万2000円、それから、防犯カメラ設置支援事業（重点交付金）で、地域団体等が設置する防犯カメラに対する補助金として700万円でございます。

次に、八代市重点戦略関連事業の内容としましては、工業団地関連道路整備事業で、県営工業団地周辺道路整備に係る測量設計経費9800万円、坂本地区防災拠点整備事業で、災害発生時にさかもと青少年センターを災害対策本部として活用するための設備整備経費として1950万円、また、生活交通確保維持事業で、将来にわたり安心して生活するための基盤となる利便性の高い公共交通網の構築と、サービスの充実を図るために必要な交通調査・分析に係る経費913万円が主なものでございます。

次に、国・県補助金等活用事業の内容としましては、フードワークスやつしろ整備事業で、現在の東陽地域福祉保健センターを活用して加工品の開発、地域の雇用を創出するための施設整備経費1億8957万円、また、林道施設災害復旧事業で、令和4年、同6年に被災した林道久連子椎原線の復旧経費1億1725万円が主なものでございます。

次に、単独事業といたしましては、コミュニティセンター施設整備事業で、今後、コミュニティセンター建て替え用地に係ります用地購入費及び移転補償費等として3億7936万円、それから、地域総合整備資金貸付事業、今回は、民間のガス事業者が導管延伸事業を行うことに対し、八代市地域総合整備資金貸付要綱に基づき無利子の貸付けを行うというものでございまして、その貸付金2600万円が主なものでございます。

最後に、令和2年7月豪雨災害関連事業といたしまして債務負担行為の設定をいたしております。内容は、道の駅坂本の再整備に要する経費といたしまして、令和7年度から9年度まで総額9億475万円を設定するものです。

以上が議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号の内容でございます。

次に、議案第77号・令和7年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号でございます。

補正予算として108万4000円を追加する
ものでございます。これは、今年6月、環境省
から省令の一部改正が公布されたことに伴い、
PFOS及びPFOAに関する水質検査を今年
度内に実施することとしたため、それに要する
委託経費でございます。

最後に、議案第78号・令和7年度八代市下
水道事業会計補正予算・第4号でございます。
補正予算の総額は700万円でございます。

これは、さきの8月大雨で被災した下水道施
設の復旧経費でございまして、千丁処理区4か
所のマンホールポンプ復旧工事を行うもので
す。

以上が9月定例会提案予定の予算議案の説明
でございます。

財務部からの説明は以上でございます。

○総務企画部長（田中 孝君） 続きまして、
事件議案5件と条例議案8件につきまして御説
明いたします。

議案第79号から81号までは契約の締結に
ついてでございます。予定価格1億5000万
円以上の工事請負契約の締結について、八代市
議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定
により議会の議決を求めるものでございます。

議案第79号では千丁支所庁舎空調設備改修
機械設備工事について、議案第80号では林道
鎌瀬支線災害復旧工事R2、7月災2号・3号
について、議案第81号では東陽スポーツセン
ター空調設備改修機械設備工事について、それ
ぞれ議会の議決を求めるものでございます。

議案第82号の契約の変更については、八代
市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工
事（建築工事）について、2000万円以上の
工事請負契約の変更契約を締結するため議会の
議決を求めるものでございます。

議案第83号の財産の取得については、八代
市新坂本支所庁舎備品の取得について、予定価
格2000万円以上の動産の買入れに係る契約

を締結するため、八代市有財産の取得又は処分
に関する条例の規定により議会の議決を求める
ものでございます。

次に、条例議案でございます。

議案第84号の八代市職員等の旅費に関する
条例等の一部改正については、国内外の経済社
会情勢の変化に対応することなどを目的とし
て、国家公務員等の旅費に関する法律等が一部
改正されましたことから、本市の旅費制度を見
直すため、関係条例の所要の改正を行うもので
ございます。

議案第85号の八代市総合計画策定審議会設
置条例及び八代市行財政改革推進委員会条例の
廃止については、第2次八代市総合計画及び第
三次八代市行財政改革大綱の計画期間が本年度
で終了することに伴い、八代市総合計画策定審
議会及び八代市行財政改革推進委員会を廃止す
るに当たって関係条例を廃止するものでござい
ます。

議案第86号の八代市東陽地域福祉保健セン
ター条例の廃止については、八代市東陽地域福
祉保健センターの供用を廃止するに当たって関
係条例を廃止するものでございます。

議案第87号の八代市立希望の里たいよう条
例の一部改正については、障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援するための法律の一
部改正に伴い、引用条項の整理を行うものでご
ざいます。

議案第88号の八代市五家荘観光施設条例の
一部改正については、五家荘観光施設の一つで
ある五家荘草花資料館の供用を廃止するに当た
って関係条例を廃止するものでございます。

議案第89号のふるさと八代元気づくり応援
基金条例の一部改正については、地方創生応援
税割、いわゆる企業版ふるさと納税による寄附
金の計画的な活用を図るため、ふるさと八代元
気づくり応援基金に当該寄附金の積立てを可能
とするための所要の改正を行うものでございま

す。

議案第90号のフードワークスやつしろ条例の制定については、加工食品の開発及び製造の場を整備して地域の雇用の場を創出し、地域の活性化に寄与するため、フードワークスやつしろを設置するに当たって関係条例を制定するものでございます。

議案第91号の八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正については、建築業法施行令の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

以上が、9月定例会の開会日に提出を予定しております決算議案3件、予算議案4件、事件議案5件、条例議案8件の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山本幸廣君） 両部長より説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ないようでありますので、次に、（ロ）先議案件2件について説明を求めます。

○総務企画部長（田中 孝君） 先議案件でございますが、タブレットの令和7年9月定例会提出予定議案を御覧ください。

今回、議案第75号の予算議案1件と、議案第79号の事件議案1件について、開会日における先議をお願いする予定でございます。

議案第75号は、10月28日に横浜市で開催される全国女性消防操法大会に本市消防団八代方面隊本部分団が県代表として出場することに伴い、旅費などを大会前に支給する必要があること、また、議案第79号は、千丁支所庁舎空調設備改修機械設備工事の契約の締結について、来年の夏場前までに工事を完了させるため、早期に着工すべきものでありますことから、それぞれ開会日での先議をお願いするものでございます。

先議案件につきましては以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山本幸廣君） 説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 次に、（ハ）請願・陳情について説明を求めます。

○議会事務局長（梅野展文君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、梅野でございます。

以降、座りまして御説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（山本幸廣君） どうぞ。

○議会事務局長（梅野展文君） それでは、（ハ）請願・陳情について御説明いたします。

タブレット端末を御覧ください。

現在までに受理いたしました請願・陳情は2件でございます。また、委員会への参考送付分等といたしまして、協議事項レジюмеに記載のとおり、令和8年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についての陳情書1件を受理しております。

内容につきましては、タブレット端末にて御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（山本幸廣君） 説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 次に、（2）市長追加提出予定案件13件について説明を求めます。

○総務企画部長（田中 孝君） 追加提出予定議案でございますが、定例会閉会日に決算議案8件、人事議案5件を予定しております。

まず、決算議案につきましては、議案第92号の令和6年度一般会計決算と、議案第93号から議案第99号までの令和6年度特別会計決算7件、合わせて8件を予定しております。

続きまして、人事議案でございます。

議案第100号及び議案第101号の教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、教育委員会委員のうち2名が令和7年11月1日をもって任期満了となりますことから、委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第102号の公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、公平委員会委員のうち1名が令和7年11月1日をもって任期満了となりますことから、委員を選任することについて、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第103号の監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、識見監査委員のうち、非常勤の監査委員1名が令和7年10月31日をもって任期満了となりますことから、委員を選任することについて、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第104号の監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、議員の任期の満了に伴い、議選監査委員が令和7年9月3日に任期満了となりましたことから、委員を選任することについて、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上が追加提出予定の議案13件でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（山本幸廣君） 説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 次に、（3）9月定例会における質疑・一般質問の取扱いについてでございますが、現在、本市では、令和7年8月大雨に伴い、災害対策本部が設置されるとともにBCPが発令され、災害復旧業務及び避難所の運営を含め、被災者支援業務に取り組まれているところでございます。

今回の大雨により災害救助法の適用を受けた県内他市議会の状況を調べましたところ、一般質問を全て取りやめたところ、自主的に控えるなど何らかの制限をされておりました。

そのようなことから、本市の9月定例会における質疑・一般質問の取扱いについて御協議いただきたいと思います。いかがいたしましょうか。

○委員（村川清則君） 職員の負担ということも重々分かるんですけども、選挙後の最初の定例会ということで、市長の所信表明を聞いた上での質問というようなこともあろうかと思えますので、その辺いかがかなと思います。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） うちのメンバーに何となく聞いてみたところでは、やっぱり一般質問やりたいと。初めて議会に上がってきて、災害に対しての質問もやりたいというようなメンバーがいる一方で、今、村川委員から話がありましたように、職員さんの負担を考えれば他市のようになって軽減をするというような、そういった議会としての配慮といいますか、そういったところをやってもいいのではないかというような双方の意見がっております。

前例があるのではないかと、本市の対応としてですね、前例があるのではないかなというふうに思いますので、そういったところで対応していったらどうかというふうな思いも持っております。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

○委員（成松由紀夫君） 以前の災害時のときの対応も含めていろんなやり方はあったかと思うんですが、今回、他市事例も考えてはみしましたものの、やはり改選時の初定例会ということで、それと災害の対応、そしてまた市長の所信表明等々もあるわけですので、発災時の状況

と、また、今、災害対応の職員さん方もフェーズが変わってきてるのではないかなというところもありますので、通常どおりまたやられる中でそういったところをそれぞれ議員さん方が配慮しつつ、みんな、多分、やることにはならないと思うんですよね。雰囲気を考えれば。そういった中で進めていただければというふうに思います。

ぜひその辺の状況を判断しながら通常で進めていけば、それぞれで判断される中で、職員さん方の負担等々も考えてやられるのではないかと思います。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 職員さんの負担をやはり私は考えるんですけれども、一般質問のほうも改選された方々、新しくなられた方々いらっしゃって、一般質問をぜひやりたいというお気持ちもあられると思います。

もし可能であれば、質問項目は幾つもの人もかぶらないようなそんな調整ができたらいかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 私もこういった一般質問について、特にこの議会運営委員会で制限をかけるとかそういったことはもう必要ないのかなというふうに考えてます。それはもうあくまで議員さん個人個人の判断に任せたほうが良いというふうに考えてます。

今、谷口委員からあった重複する質問については、そこは調整をしいのかなど。これは何かこういった災害時だけじゃなくてそういった調整されてるところもあるので、やっぱり同じ内容といますか、答弁が同じであればそこはもう調整していくということをして今後、検討していいのかなというふうに私は考えます。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

しばらく小会いたします。

（午前10時23分 小会）

（午前10時29分 本会）

○委員長（山本幸廣君） 本会に戻します。

ただいま御協議いただきましたとおり、9月定例会における質疑・一般質問については制限せず、通常どおり行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 付け加えて、委員長より、御配慮方をよろしくお願ひしたいと思います。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ないようでありますので、御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（4）会期の決定について協議いたします。

まず、招集日について報告を求めます。

○総務企画部長（田中 孝君） 招集日につきましては、10月3日金曜日にお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（山本幸廣君） それでは、会期日程につきましてはいかがいたしましょうか。

○委員（大倉裕一君） 委員長腹案がありましたら御提示お願ひしたいと思います。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

（「委員長腹案」と呼ぶ者あり）委員長腹案の一任の声を受けたので、日程協議をさせていただきます。

それは、委員長腹案とのことでございますので、タブレット端末を御覧ください。

念のため、事務局より説明をいたさせます。

○議会事務局議事調査係長（松崎広平君） 皆

さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局議事調査係長の松崎でございます。

9月定例会日程委員長腹案について、着座にて御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（山本幸廣君） どうぞ。

○議会事務局議事調査係長（松崎広平君） 招集日は10月3日金曜日でございますので、10時より本会議開会でございます。

今定例会の開会が10月3日金曜日となりますので、10月6日月曜日、質疑・一般質問の締切り、午前10時までとなっております。

翌週10月14日火曜日から17日金曜日までの4日間、10時より本会議開会でございます。質疑・一般質問となっております。

続きまして、委員会の日程について御説明させていただきます。

委員会の日程、2日間となっております。

20日月曜日10時より、1日二委員会同時開催でございます。第1委員会室にて経済企業委員会、第2委員会室にて文教福祉委員会開催でございます。

21日火曜日10時より、こちらも1日二委員会同時開催でございます。第1委員会室にて建設環境委員会、第2委員会室にて総務委員会開催の予定でございます。

最後に、28日火曜日10時より、本会議の開催でございます。閉会日になっており、会期は26日間となっております。

続きまして、議会運営委員会、全員協議会、各派代表者会の予定について御説明させていただきます。

10月3日金曜日、9時より議会運営委員会、9時30分より全員協議会開催の予定でございます。

15日水曜日、本会議終了後、各派代表者会開催予定でございます。

16日木曜日、本会議終了後、議会運営委員会開催予定でございます。

28日火曜日、9時より議会運営委員会、9時30分より全員協議会開催の予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（山本幸廣君） 事務局より説明が終わりましたが、何か御意見ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ないようでありますので、それでは、会期についてお諮りいたします。

9月定例会の会期は10月3日から28日までの26日間とし、質疑・一般質問については10月14日から17日までの4日間、委員会については10月20日から21日までの2日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

執行部におかれましては、ここで退席をお願いします。

（執行部退室）

○委員長（山本幸廣君） 次に、（5）その他について何かございませんか。

○委員（大倉裕一君） 決算があるんですけど、決算の日程の連絡というのはどの時点で連絡してましたっけ。どこかの議運で日程押さえをしていたような記憶があるんですけど。

○委員長（山本幸廣君） しばらく小会いたします。

（午前10時35分 小会）

（午前10時36分 本会）

○委員長（山本幸廣君） 本会に戻します。

次に、（5）その他について何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議員の通称使用について

○委員長（山本幸廣君） 次に、2、議員の通称使用についてでございますが、さきの各派代表者会において、議員の通称使用については9月臨時会での使用は認めるものの、議会運営委員会設置後に正式な手続を経た上で、ルールや規程等を設けて決定いただきたいとの御意見がございましたことから御協議いただきたいと思っております。

まず、事務局より現状等について説明を願います。

○議会事務局長（梅野展文君） それでは、2、議員の通称使用につきまして、現状等を御説明させていただきます。

まず、全国市議会議長会より、令和2年3月13日に、議員の通称使用についてとの文書が発出されております。

ただいまお示ししております文書の本文4行目に、地方議会への女性の参画が進む中、婚姻等により旧姓で議員活動を行うことを希望する事例が増えるものと想定されます。また、さきの統一地方選挙後には、通称で当選した議員の当選後の通称使用に関する照会がなされています。今後、日頃通称で活躍して当選した議員がその通称のまま議員活動を行うことを希望する場合も想定されるところで、とあり、また、下から6行目には、ついては、議員の通称使用に関する国会における先例や総務大臣答弁など関連の資料を添付いたしますので、各市議会におかれましてはその趣旨を御理解いただき、議員の通称使用について、必要な措置など格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます、とあります。

さらに、この趣旨について全国市議会議長会にお尋ねいたしましたところ、議員の通称使用について積極的に認める方向で検討を進めてほ

しいとの趣旨であるとのことでもございました。

また、全国各地の市議会では、芸名など多様な通称の使用が認められている事例が増えており、認められなかったとの事例は把握していないとのことでもございます。

また、さきの各派代表者会で話が出ておりました宮崎市議会さんにお尋ねいたしましたところ、当時、スーパークレイジー君として当選された西本誠氏につきましては、本人が議員活動は本名で行いたいと希望され、通称使用の申出はなかったとのことでもございました。

また、県内では、宇土市議会さん、玉名市議会さんが通称使用に関する要綱等を作成されておられます。なお、現在のところ、通称使用の申出はあっていないとのことでもございました。

これらのことを鑑み、本市におきまして、委員長と協議の上、作成いたしました腹案がございますので、担当係長より御説明いたさせます。

○議会事務局総務係長（荒木朋美君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局総務係長の荒木でございます。よろしくお願いたします。

それでは、八代市議会議員の通称名等の使用に関する規程（案）を御覧ください。

こちらは、先ほど御覧いただきました宇土市議会さんや玉名市議会さん、そのほか全国各地で設けられております規程等を参考に作成しております。

まず、第1条では、規程の趣旨として、公職選挙法施行令の規定により認定を受けた通称、常用漢字以外の漢字を常用漢字に改めた氏名、婚姻等の前の戸籍上の氏・旧姓を使用することに関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、通称名等の使用について、議員は次に掲げる事項を除き、通称名または旧姓を使用することができるとし、経歴に関する届出書類など使用できない場合を列記しております。

第3条と第4条では通称使用の申請及び承認

について規定をしており、議員は、通称名等を使用しようとするときは議長に申請をし、申請があった場合、議長が承認する旨を記載しております。また、申請の提出期間や通称名等を使用することができる期間についても記載しております。

第5条では、通称名を使用する場合、議員の任期中は中止することができない旨を規定しております。これは、議員活動や事務処理、市民等に誤解や混乱を生じさせないためのものご

ざいます。一方で、旧姓につきましては、第6条で旧姓使用の中止を認め、中止しようとするときは議長に届出を提出する旨を規定しております。

そのほか第7条以降では、議長による報告や改選時の特例、通称名等を使用する議員の責務について規定しております。

説明は以上でございます。

○委員長（山本幸廣君） ただいま説明が終わりましたが、これらを踏まえ、本件について御協議いただければと思います。

○委員（成松由紀夫君） 今日初めて八代市のバージョンということで、正副委員長御苦勞されて取りまとめされたというところで、何らこれにああでもない、こうでもないということはないんですが、また総務省、高市大臣の先例であったり、先例といいますか、いろいろ添付資料の中であったんですが、どうしてもこの旧姓使用と通称使用のところが1つになった話にはなってるんですけども、そこら辺が、旧姓使用と通称使用の部分の別問題が1つに合わさってきてるような表記もある中で、ちょっとこれに関しては、反対するとかそういうことではなくて、前向きにこのルールブックというか、このルールづくりに少しうちの会派の人間の思いも多少あるもんですから、一旦これを持ち帰らせていただいて、これに発展的にいろいろと入れられるものは入れていただきたいという思

いもありますので、一旦持ち帰らせていただくと、少し整理したいと思いますが。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 私も、今回、初めて提案をされたということで、会派のほうで持ち帰らせてもらって、メンバーと協議をしてみたいというふうに思います。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ないようでありますので、ただいま持ち帰り協議したいとの御意見がありましたので、本件については一旦持ち帰っていただき、後日、その結果を持ち寄り、再度協議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、次回の会議は議長の公務等を鑑み、来週30日午後1時30分から開催いたしますのでよろしく願いをしておきます。（「1時半からです」と呼ぶ者あり）1時半ですね。

（「30分」と呼ぶ者あり）

どうか前向きな御協議をして、次の会にはよろしく願いたいと思います。

◎議員名簿について

○委員長（山本幸廣君） 次に、3、議員名簿についてでございますが、さきの各派代表者会におきまして、住所等を全部もしくは一部を非公表としたいとの議員の方に、会派の代表からその理由を聞いた上で、再度協議を行うとされておりましたので、まずは会派の代表からその理由を御報告いただきたいと思います。

それでは、た一み一議員所属の有志の会、山本敬晃代表よりお願いいたします。

○委員（山本敬晃君） うちの会派のたみー議員としましては、やはり安全上の問題、様々なですね、今、事件もあっておりますので、そういった中で、住所の公表はちょっと差し控えたいということでありました。

ただ、連絡等については、例えば、議会事務局を通じて連絡してもらう分には全然構わないと。もちろんそういったところがございますので、そういった方向で認めていただければなどというふうに思っております。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） 次に、友枝議員所属の自由民主党礎の村川代表、お願いします。

○委員（村川清則君） 電話番号ですね。友枝さん、これは何か聞いてた。

本人、多分これ、記入漏れだと思います。

○委員（成松由紀夫君） 記入漏れんごと言いつつたけん。

○委員（村川清則君） 分かりません。

○委員（成松由紀夫君） 確認せんと。それ拒否。拒否なんですか。拒否されてるの。

○委員（山本敬晃君） 確認してもらったほうが。

○議会事務局次長（土田英雄君） 最初に提出いただいたときに、公表されますか、非公表にされますかということで、どのようにされますかというのをいただいたときに、記入がなかったというところで、要は公表されないという御意向かなと。

○委員（村川清則君） 恐らく、確認しないと駄目ですけども、恐らく記入してなかっただけじゃないかと思っておりますので、ちょっと早急に確認して。

○委員（成松由紀夫君） 早急にして、すぐ報告します。

○委員長（山本幸廣君） それでは確認をよろしくお願ひしときます。

最後の公明党について、事務局より報告願ひ

ます。

○議会事務局次長（梅野展文君） それでは、公明党のお二方の住所等の一部非公表の理由につきまして御説明いたします。

理由につきましては、ダイレクトメールの送付やいたずら電話の心配があるため非公表としたが、記載については議会運営委員会の決定に従うとのことでした。

説明は以上でございます。

また、総務省から、多様な人材が参画し、住民に開かれた地方議会の実現に向けた各議会における取組についてとの文書が参考までに発出されております。

ただいまお示ししております文書の本文の5行目中頃になりますが、「各議会において、女性や若者、勤労者等がより議会に参画しやすくなるための環境整備や議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようになるための取組を行う必要性や、住人との議論も重ねながら、地域の実情に応じて、議会の目指すべき姿を明確化していく取組の意義を指摘しています。

つきましては、同答申等も踏まえ、下記の事項にもご留意の上、各議会において、多様な人材が参画し住民に開かれた議会に向けた一層の取組について、格別のご配慮をいただきますようお願いする。」という記載に加え、次ページの三になりますが、「議会のウェブサイトにおいて議員の住所を公表する場合があるが、個人情報への配慮が必要との指摘があることから、住所全体ではなく一部の公表とすることを選択できるようにすることや、公表する連絡先住所として自宅ではなく事務所や議会事務局等を選択できるようにすることなども考えられること。」、とございます。

これは第33次地方制度調査会からの答申を踏まえた地方自治法に基づく総務省からの技術的助言でございます。御参考までに申し上げます。

す。

説明は以上でございます。

○委員長（山本幸廣君） ただいま詳細に御報告が終わりましたが、これらを踏まえ、議員名簿への住所、電話番号等の掲載について、御協議いただきしたいと思います。

○委員（成松由紀夫君） 先ほど公表はしないけれども緊急時の問合せであったり、問合せとつかどうか執行部とのやり取りとか災害時とか、そういうときの取扱いはどうなりますか。

○議会事務局次長（土田英雄君） 今回、名簿ということで御協議いただく分につきましては、ホームページで広く市民の皆様方向けに公表する名簿についていかがされますかということで、緊急時等につきましては事務局にお問合せがあった分については議員さん方から教えていいよということで御回答いただいておりますので、その点については執行部のほうからお問合せがあったら直接お伝えするという対応をしたいと考えております。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） じゃあ、公に出すだけの名簿上の話だけということであって、緊急時には何ら差し支えはないんですかね。確認だけ。

○議会事務局次長（土田英雄君） 緊急時につきましては、こちらに問合せがございますので、その際はこちらから、事務局からそのお問合せのあった方、また、議員さんに確認の上、お知らせをするというところで対応したいと考えております。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） そういうことであれば、ちょっとうちの会派としてであったり、周りの説明も含めてですが、緊急時等々も含めてこれは一切公表しないのかなというような認識もちょっとあったので、もう一度しっかり整理して話したいところではあります、そうなっ

てくると、例えば、うちの議員さん方にもですし、選挙戦前から例のユーチューブ等々、あれは法的に私はもう手続取ってるので法的にやっていだけなんです、かなりですね、各議員さん方に対する脅迫電話、いたずら電話、あと、その議員さんの奥さん方にそれぞれ嫌がらせの電話等々あったりしてですね、法的にされる方はされてますけど、泣き寝入りされて困っている方、それと、引退された議員さんの中でもかなりの嫌がらせ等々もあってた事実があるんですよ。

そういうことを考えると、もう一度、公表についてはうちも考えていかなければならない。選挙戦中も含めて、もう誹謗中傷、選挙でかなりなことがあっておりますので、1回、委員長、これは議運のほうでも、この名簿に対する公表の部分だけについてはもう一回ちょっと、もしかすると、この後、じゃあ、もう我々も公表は控えようかという者が出てきたときに対応していただけるのが1点。

それと、やっぱり公表を、我々の会派の人間からすると、あくまで公人なので公表するのが当たり前だという、性善説というか、今までの議会のね、やり方を踏襲してきたんだけど、こういう時代、時代ということでもいいのかどうか。時代は変われどなくしちゃいけないものもあるんじゃないかというようなことで、こうやって対応はしてきたんだけど、やはりそういったことになると、この部分だけはその後の申出も受入れは可能かどうかというのと、あと、この公表とか、公人とはいえセキュリティ上どうなんですかというのも、今後、議運で、ぜひ委員長、副委員長のほうで取りまとめ、今後、引き続き協議を願いたいというふうにしていったほうが。

今、そういう非常に攻撃的なユーチューブ動画等々もあっておりますので、いつ明日は我が身で、なるか分からないような状況もあります

から、ぜひそこを考えていただきたいと思いますが、その対応はすぐできるものなのかな。申出したら。

○**議会事務局次長（土田英雄君）** 現時点で公表・非公表につきましては御決定いただいてないので、まだ公表はいたしておりません。

ですので、今後、方針でどこまで公表するのか決めるのか、それとも各議員それぞれの自主性にお任せするのか、選択制にするのか、そういった御協議をいただくとするんですけども、その上で、また再度、その方針が決まった後にもう一回、全議員さんにどうされますかということでお尋ねちょうか、したいと思っております。それを踏まえてから公表するというのことにしたいと思っておりますので、まだ全然、はい。

○**委員（成松由紀夫君）** 未公表だね。

○**議会事務局次長（土田英雄君）** 未公表ですので、はい、対応できますので、よろしく願いいたします。

○**委員（大倉裕一君）** 私個人としては議員の自由という形を取ったほうが一番いいのではないかなというふうに考えてるところですが、今回、新たにいろんな情報といいますか、資料が提出されてますので、メンバー、会派のほうに持ち帰って、一旦協議をさせていただきたいというふうに思います。

○**委員長（山本幸廣君）** ほかにありませんか。

○**委員（山本敬晃君）** すいません。今の議論でいくと、選択といいますか、いろんな対応が今後検討されると思うんですけども、ちょっと前回代表者会議でちょっと確認してた、もし議運で公表しなければならないとなったときに、もし議員がそれを拒否した場合、個人情報の観点から、法令の問題とかあると思うんで、それは認められるのかちょっと確認をとということだったんですけど、それはいかがですか。

○**議会事務局次長（土田英雄君）** 現時点で個人情報に抵触するのかわちゅうのは法的にはちょっと確認まではできてないんですけども、公表する住所として御提供いただいたものにつきましては公表しても問題はないというところでございます。

それで、強制というのがまた、そこでちょっと問題が出てくるのかなと考えております。強制したことによって全部住所を公表した、その後、違法行為が行われたとかってなるときに、ちょっと責任問題とか、そういったことが発生するおそれがあるというような、今回調べの中で、そういった指摘があつてるところもございましたので、そこは慎重にちょっと御協議いただいたほうがいいかなと考えてるところでございます。

以上でございます。

○**委員（山本敬晃君）** もう一点、うちの会派のたーみー議員から、連絡等については議会事務局を通してということで、可能であればということで、それが議会事務局としての対応が可能かということと、あと、たーみー議員としてはですね、SNS、フェイスブックだったりインスタグラム等で直接、ダイレクトメッセージをされる分には全然構わないということだったので、例えば、各議員さんがSNS等されている中で、その連絡先、例えばQRコードでそれを紹介したりということが議会事務局として可能かというののもちょっと確認をいただければと。

○**議会事務局次長（土田英雄君）** そういった御希望があつて、それも公表していいという議員さん方の協議があれば、それは事務局としてはもう特段止めるところはないのでですね、そういう申出がありましたというところでまたこの場で御協議いただいて、それ載せていいよということになればそれは公表していいかなと考えておりますけど。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 皆さん方、いろんな意見が出ましたので、それを集約しながら、正副委員長、事務局と法的な問題も含めて精査しながら整理をしていきたいと思っておりますので、そこから辺りについては御理解をいただきたいと思っております。

○委員（成松由紀夫君） それでは、引き続きそういった公表関係の部分、進めていただく中で、継続してまた委員会のあれで残していただけるよう要望しておきますが、それは大丈夫ですか。

というのが、やられてみたら分かると思うんですけども、やはり議員本人の問題じゃなくて、特に御家族がいらっしゃる方は、当然、御家族の皆さん、攻撃的なありもしない誹謗中傷あたりでメンタルをやっていったり関わった職員さん等々の問題もあるので、ぜひ引き続きこの問題は議運でもしっかりと、委員長、副委員長御指導の下、議題として調査していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山本幸廣君） いろんな意見が出ておりますので、これはもう本当に個人的な問題も個人情報の問題もありますので、真剣に捉えていきたいと、そのように思います。

委員長として副委員長も一緒になって、皆さんの御理解ができるような体制の中で今回のこの問題については前に進めさせていただきたいと思っております。

そこで、持ち帰りという御意見が多数でありますので、持ち帰りの協議をさせていただきたいと思っておりますので、ただいま御意見が出ましたように、本件については一旦持ち帰っていただき、後日、その結果を持ち寄り、再度協議したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、先ほど申しましたとおり、次回の会議は来週30日火曜日午後1時30分から開催いたしますので、よろしく願いをしておきます。

◎その他

○委員長（山本幸廣君） 次に、4、その他について何かございませんか。

○委員（成松由紀夫君） これはまた代表者会でお話ししようとは思ってたんですが、議運で。せっかく議運です。

先日、今議会の初議会の議員親和会の懇親会の中止というのが、今、こういった災害対策本部設置中であり、被災者の皆さんの心情を鑑みながらというようなことで中止に、（「懇親会」と呼ぶ者あり）懇親会について中止になったところではあります、議会の夜に、最終日の夜に打ち上げ等々でそれぞれいろいろあったんでしょうけれども、被災者の心情に鑑みながらということで、うちは一切そういったことは自粛をいたしておりました。

ところが、そういう打ち上げ等々があったのかなかったのか分かりませんが、かなり遅くまでアルコール等の摂取等もあってですね、次の行事、明るる日辺り各種行事があったと思いますが、そういった中で、議会はいろんなことを自粛してるのじゃないのかというような声もありましたので、状況が状況ですので、そういったところについてはこの間決まったとおりしばらく自粛ということであつたのでですね。

これが日が収まってくれば、飲むなどということではないんですよ。親和会の懇親会も自粛して、議会としては被災者に寄り添うというような取っているということ、しっかりまた考えながら、それぞれ考えていただけるよう

にと思っております。意見です。よろしく御配慮のほうお願いします。

市民感情をちょっと逆なでしたようなことがありましたよということで。

○委員長（山本幸廣君） その他についてほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午前11時03分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年9月24日

議会運営委員会

委員長